

インセンティブツアー開催歓迎事業 実施要綱

(目 的)

第1条 一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下、「OCVB」という。)は沖縄県内におけるインセンティブツアーの開催を促進するため、インセンティブツアーの主催者及び参加者を対象として、県内開催における満足度向上を目的とした物的支援を行うものとし、その支援に関し必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この要綱で対象とする「インセンティブツアー」とは、企業等により実施される報奨・研修・招待旅行等、及びそれに準ずる旅行を指す。

2 「参加者」とは、沖縄県在住者、ツアー添乗員及びインファント等を含まないものとする。

(支援対象)

第3条 支援の対象となる者(以下、「支援対象事業者」という。)は沖縄県外及び日本国外の参加者を含むインセンティブツアーの主催者又は主催者から委託を受けた旅行会社等とする。

2 支援対象となるインセンティブツアーは、次の各号の要件を全て満たすものとする。

- (1) 国内インセンティブツアーの場合、県外からの参加者100名以上
- (2) 海外インセンティブツアーの場合、日本国外からの参加者50名以上
- (3) 行程に社内イベント(講演会、表彰式、貸切パーティー、社内会議、各種セミナー、研修、チームビルディング等)の要素を含むもの

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援の対象としない。ただし、沖縄県との協議により特に必要と認めた場合はこの限りではない。

- (1) 政治目的又は宗教目的であるもの。
- (2) 営利を目的としたもの。
- (3) 募集型企画旅行や興行イベント(コンサート等)。
- (4) その他、不適切と判断されるもの。

4 当事業の提出書類について、「日本語」「中国語」「英語」で提出できること。ただし、固有名詞(氏名等)については、アルファベット表記を行うなどの配慮をすること。

5 支援対象期間は、当事業実施年度の4月1日より同年度3月31日までの期間とする。

(支援内容)

第4条 支援内容については、次の各号に掲げる項目から別紙に基づき決定するものとする。

- (1) 空港または港湾でのお出迎え
 - (2) 琉球衣装体験ブースの設置
 - (3) ミス沖縄の派遣
 - (4) 泡盛試飲ブースの設置
 - (5) 芸能アトラクションの派遣
- 2 空港または港湾でのお出迎え、琉球衣装体験ブースの設置、泡盛試飲ブースの設置、ミス沖縄の派遣、芸能アトラクションの派遣は、1 案件につき 1 回とする。
- 3 県内離島地域においての支援については、各離島・地域の観光協会を通して実施するため、支援内容が変更となる場合がある。
- 4 泡盛試飲ブースの設置については、宴席での実施を原則とし、実施する会場で定められたフリードリンクプランを利用すること。
- 5 ミス沖縄の派遣については、派遣先となる会場の入り時間から終了までの時間が長時間にわたる場合、又は待機時間を要する場合は、控え室などを支援対象事業者の負担において準備すること。
- 6 芸能アトラクションの派遣については、出演にかかる場所、音響機材、控え室、その他必要となる機材等について、支援対象事業者の負担において準備すること。

(支援申請)

第 5 条 支援対象事業者は、実施予定日より起算して原則 30 日前（土日祝日含む）までに、次に挙げる全ての書類の原本を OCVB 会長へ提出すること。

- (1) インセンティブツアー開催歓迎事業申請書（様式第 1 号）
- (2) 手配確認書（様式第 2 号）
- (3) 行程表
- (4) 参加者名簿又はこれに準ずるもの

(申請の承諾)

第 6 条 OCVB 会長は、申請を受けたときは、申請書等の書類を審査し、その申請に係るインセンティブツアーが適当であると認めたときは、当該申請者にその旨を開催歓迎事業承諾書により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第 7 条 支援対象事業者は、申請の取り下げをする場合は、取下げ申請書（様式第 4 号）を催事の 1 週間前までに OCVB 会長へ提出しなければならない。

(周知義務)

第 8 条 支援対象事業者は、支援実施の場において、参加者に対し沖縄県からの開催歓迎支援を受けている旨の周知を行わなければならない。

(現場の調査)

第 9 条 OCVB は、必要に応じて開催歓迎支援の対象となるインセンティブツアーの開催

状況調査を行うものとし、支援対象事業者はこれに協力するものとする。

(支援の取消し等)

第 10 条 0CVB 会長は、次に掲げる場合には第 6 条の承諾の内容の全部又は一部を取り消し、若しくは変更することができる。

(1) 支援申請に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

(2) 参加者数の減少により別紙基準に適合しなくなった場合

2 0CVB 会長は前項の取り消し又は変更をした場合、若しくは主催者又は委託を受けた旅行会社の自己都合によりインセンティブツアーの開催が中止となった場合において、すでに支援の実施に係る費用が発生している時は、期限を付して当該費用の全部又は一部を請求する事ができる。

(免責事項)

第 11 条 当事業の履行において事業者間で発生した問題に対し、0CVB は一切関与しない。

(催事情報の公開)

第 12 条 0CVB 及び沖縄県は、開催歓迎事業の実績として、支援対象事業者が開催したインセンティブツアーの概要の一部（業種、開催期間、開催場所、参加者数、内訳）を公表することができる。

(書類の管理)

第 13 条 支援対象事業者は、関係書類を支援事業を完了した日の属する年度の翌年度から 5 年間保管しておかなければならない。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めのない事項については、沖縄県と 0CVB が協議して決定する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、施行前に提出された申請は、旧様式で受付可能とする。